

## 資料 2 - 1

### 養育費の確保に関する裁判手続の見直しに向けた検討状況について

令和 3 年 1 0 月 2 7 日 法務省民事局

#### 現状

- 平成 2 8 年度全国ひとり親世帯等調査（厚生労働省）

養育費	母子世帯	父子世帯
取決め率	4 2 . 9 %	2 0 . 8 %
支払率	2 4 . 3 %	3 . 2 %

- 離婚届のチェック欄の集計結果  
養育費の「取決めをしている」は、近年 6 0 % 台中盤で推移。

#### 検討状況

- 令和 3 年 2 月 1 0 日法制審議会諮問第 1 1 3 号  
「父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」
- 検討テーマは、①父母の離婚後の子の養育の在り方、②未成年養子縁組の在り方、③財産分与制度の在り方。①の点については、養育費に関する制度について抜本的な見直しをするためには、子の養育の在り方に立ち返っての検討を要するため、「親権」概念等の子の養育に関する基礎的概念の整理や、子についての決定、養育費、面会交流等といった父母の離婚後の子の養育に関する規律の在り方について、包括的な検討を行っている。
- 家族法制部会が設置され、令和 3 年 3 月 3 0 日から同年 1 0 月 1 9 日までの間に合計 8 回の会議を開催。現在、一巡目の議論の終盤。今後二巡目の議論を行った上で、来年度初頭にも中間試案を取りまとめ、パブリックコメント手続に付した後、その結果を踏まえ、最終的な取りまとめに向けた調査審議が行われることになる見込み。
- なお、法務省では、自治体と連携したモデル事業を通じての法的支援等の在り方に関する調査研究など、運用面での取組も実施。

#### 具体的な論点（養育費に関する裁判手続関係）

##### （前提）

- 養育費とは、父母間での「子の監護に要する費用の分担」に関する

請求であり，基本的には，同居親が，非同居親に請求する。金額等は，当事者間の協議によって決められるが，協議が調わないときには裁判所が適切な額を判断する。

- 養育費の取決めを調停，審判，公正証書等でした場合には，不払いがあった場合に，民事執行手続を利用して強制的に取り立てることができる。民事執行手続には，給料や預貯金の差押えといった強制執行の手続や，そのための義務者の財産状況の調査の手続がある。なお，現行法においても，養育費については，民事執行法上，権利者にとって種々の有利な取扱いがされている（差押禁止財産の縮減，給与債権についての情報の取得）。
- 家族法制部会では，裁判手続を利用するためのハードルを下げるという観点からも検討が行われている。その前提として，父母間の問題とされている養育費について，その概念や法的性質自体の見直しをし，子の権利であると明確に位置づけた上で制度そのものを抜本的に再構築することが検討されている。

## ① 義務者の住所の探知

### （問題の所在）

裁判の申立書には相手方の住所を記載する必要があるが，離婚・別居から時間が経過している場合等，住所が分からないことも少なくない。

そのような場合には，原則として当事者が相手方の住民票や戸籍の附票の写しを取得して調査することとなるが，相手方が転居や転籍を繰り返している場合には，これらの手続を何度も行う必要がある。

また，相手方が所在不明の場合は，公示送達の手続きをすることが考えられるが，実務上，申立人において，所在不明になる直前の住所地において，表札や水道メーターの確認，近隣からの聞き取り等によって，相手方が居住していないことを確認する必要があるとされている。

そのため，これらが負担となって，裁判手続の利用を諦めてしまう者もいるとの指摘がされている。

### （考えられる見直しの方向性）

養育費に関する裁判手続において，例えば，裁判所が，直接又は間接に住民基本台帳ネットワークシステムで相手方の住所を確認できる制度を設けることや，公示送達制度について，申立人による現地調査を要しないような規律を設けることなどにより，申立人の負担を軽減すること

としてはどうか。

**(部会において指摘された検討課題)**

- 相手方の住所が分からないという事態は、養育費にとどまらず、裁判一般で問題となるが、どの範囲を対象とするべきか。
- 住民基本台帳ネットワークシステムは行政目的で作られた情報システムであり、裁判所がこれを直接利用することは司法の独立の観点からもどうかという問題は考えなければならないのではないか。裁判所が戸籍の附票取得の嘱託をすることもできるのではないか。
- 公示送達については、事実上、相手方が知らないうちに裁判がされてしまうという面があることから、債務名義の作成段階については慎重に考える必要があるのではないか。

**② 義務者の収入の把握**

**(問題の所在)**

養育費の金額は、実務上、父母双方の収入に基づき算定されているが、権利者が相手方の収入を把握していないことも少なくない。

家庭裁判所は、自治体等に対し、税に関する情報の調査を嘱託することができるが、守秘義務等を理由に回答を拒まれることがあるとの指摘がされている。

**(考えられる見直しの方向性)**

調査嘱託には応諾義務があり、それは、他の法令に基づく守秘義務や、個人情報保護を理由に拒むことができないことを明示してはどうか。

**(部会において指摘された検討課題)**

- 調査嘱託の応答義務は、調査嘱託一般で問題となり得るが、どの範囲を対象とすべきか。
- 回答しないことに正当な事由がある場合等には義務を免除する必要があると考えられるが、義務が認められる範囲をどのように設定すべきか。

**③ 財産の把握**

**(問題の所在)**

強制執行は、相手方の財産を特定して申し立てる必要があるが、相手方の財産を把握していない場合も少なくない。

相手方の財産に関する情報を取得するため、第三者からの情報取得制

度（令和元年民事執行法改正により新設）を利用することができるが、法律の専門家ではない権利者が自ら申し立てるのは容易ではないとの指摘がある。

また、預貯金債権等に係る情報については、個々の金融機関に対して、それぞれ申立てをする必要があり、権利者にとって負担となっているとの指摘がされている。

#### （考えられる見直しの方向性）

権利者による簡易な1回の申立てによって、義務者の給与債権、所有不動産に係る情報及びマイナンバーと紐付けられた預貯金債権等に係る情報を、法律で定める方法により一括で把握・取得することができることとしてはどうか。

#### （部会において指摘された検討課題）

- 簡易な手続によって取得することができる情報の範囲については、これらの手続において相手方の手続保障をどのように図るかという問題と併せて検討する必要がある。

### ④ 差押え手続の簡易化

#### （問題の所在）

民事執行の申立書の作成は、権利者にとって必ずしも簡単でない。

財産開示手続、第三者からの情報取得手続、個別の財産に対する強制執行手続のそれぞれについて弁護士等に依頼することなく自ら申立てを行うことは、権利者にとって負担であるとの指摘がされている。

#### （考えられる見直しの方向性）

養育費に関する民事執行手続においては、これらの複数の手続の申立てを、1回的に、かつ、簡易な方法で行うことを認める特例を設けることとしてはどうか。

#### （部会において指摘された検討課題）

- 行政によるサポートとの役割分担についても検討すべきではないか。

以上